

消費者ネットワーク

2017年9月8日

第243号

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者 浦郷由季

TEL : 03-5216-6024
FAX : 03-5216-6036



第3回運営会議「消費者契約法の改正に向けて」を開催しました

消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的として制定された法律です。昨年の通常国会で法制定以来の改正が行われ、今年の6月に施行されました。

しかし、その検討の際に積み残された論点があり、内閣府消費者委員会「消費者契約法専門調査会」にて継続審議が行われていましたが、本年8月に報告書がとりまとめられました。

消費者委員会の答申書は、報告書の内容を踏まえつつも、検討の中でコンセンサスが得られなかった論点のうち3点について、「早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」として付言されたものとなりました。

成年年齢引き下げを定める民法改正案が秋の臨時国会に出されるという動きもある中で、消費者契約法改正を実現することは消費者団体としての大きな課題です。現在、消費者庁では、報告書に基づきまとめた「消費者契約法の改正に関する規定案」に対し、パブリックコメントを9月15日（金）締切で募集しています。パブリックコメント募集に対し、一人でも多くの消費者及び消費者団体の皆さんが提出できるよう、志部淳之介さん（弁護士）より専門調査会報告書のポイントなどを解説いただきました。



もくじ

第3回運営会議 「消費者契約法の改正に向けて」を開催しました	1,2,3
「平成29年版 消費者白書」「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援の在り方等に関する検討会」学習会を開催しました	4,5
SDGsについての学習会を開催しました	6,7
意見を提出しました	7
会員団体紹介	8
会員活動報告	9
世界の消費者情報	10,11
会員活動予定／理事会報告／編集後記	12